令和８年第２回
利根町議会定例会会議録　第５号

令和８年６月１０日　午前１０時開議

１．出席議員

１番	篠塚　敦君	７番	新井邦弘君
２番	山﨑敬子君	８番	井原正光君
３番	本谷　孝君	９番	五十嵐辰雄君
４番	佐藤眞一君	１０番	船川京子君
６番	峯山典明君	１１番	大越勇一君

１．欠席議員

なし

１．説明のため出席した者の氏名

町長	山﨑誠一郎君
副町長	横田清泰君
教育長	海老澤勤君
総務課長	松本浩睦君
政策企画課長	布袋哲朗君
財政課長	亀谷英一君
防災危機管理課長	齊藤秀樹君
税務課長	鈴木壮君
住民課長	雑賀正幸君
福祉課長	永田勝利君
子育て支援課長	服部豊君
保健福祉センター所長	山田博子君
生活環境課長	本谷幸洋君
保険年金課長兼国保診療所事務長	古山栄一君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	大越正博君
まち未来創造課長	藤波勝君
建設課長	北澤忍君
会計課長	木村宜孝君
学校教育課長	清水敬子君

生涯学習課長		渡辺泰幸君
指導課長		石井康之君

１．職務のため出席した者の氏名

議会事務局長		宮本正裕
書記		辰尾尚美
書記		大越聖之

１．議事日程

議　事　日　程　第　５　号

令和８年６月１０日（水曜日）

午前１０時開議

日程第１　議案第32号　利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第２　議案第33号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第３　議案第34号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第４　議案第35号　令和７年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

日程第５　議案第36号　令和７年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分について

日程第６　議案第37号　利根町防災会議条例の一部を改正する条例について

日程第７　議案第39号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）

日程第８　議案第40号　令和８年度利根町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第41号　利根町監査委員の選任について

日程第10　請願第１号　ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

日程第11　議員提出議案第２号　ひきこもり基本法の制定を求める意見書提出の件

日程第12　議員提出議案第３号　事務検査に関する決議

日程第13　常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

１．本日の会議に付した事件

日程第１　議案第32号

日程第２　議案第33号
日程第３　議案第34号
日程第４　議案第35号
日程第５　議案第36号
日程第６　議案第37号
日程第７　議案第39号
日程第８　議案第40号
日程第９　議案第41号
日程第10　請願第１号
日程第11　議員提出議案第２号
日程第12　議員提出議案第３号
日程第13　常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前１０時００分開議

○議長（大越勇一君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので，本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，タブレットに掲載のとおりです。

議事日程に入る前に，議員各位に申し上げます。質疑は，議題となっている事件について疑義をただすために行うものです。よって，会議規則第54条の規定により，議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また，同条第３項に，質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので，これらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは，議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君）　日程第１，議案第32号　利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は１名です。

６番峯山典明君。

○６番（峯山典明君）　それでは，議案第32号　利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について質疑させていただきます。

今回の改正は，国の法改正に伴うものではありますけれども，固定資産税，セルフメディケーション税制，これ医療税制ですね，こちらの見直しと住宅ローン控除，そして，公的年金受給者の扶養親族等の申告制度の見直しなど，町民生活に直接関係する内容が含ま

れておりました。

制度を知らないことで不利益を受けることがないよう，町としてどのような周知を行う考えなのか伺います。

○議長（大越勇一君）　峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

税務課長鈴木　壮君。

○税務課長（鈴木　壮君）　お答えいたします。

今回の地方税法等の改正に伴う税条例の主な改正点につきまして，固定資産税の家屋及び償却資産の免税点の課税標準の引上げ，特定一般用医薬品等の購入費の医療費控除の特例適用期限の５年間の延長，住宅借入金特別税額控除の適用期限の５年間の延長，また，公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直しなど，数多くの条例改正を行ったところでございます。

御質問にあります変更となりました制度改正に関する情報をどのように周知を行う考えかについてでございますが，主な税制改正につきましては，毎年度税務課で作成しております町税のしおりにて，町公式ホームページで公開し，周知をしてまいります。

また，多くの町民に直接影響があると思われる情報につきましては，町公式ホームページをはじめ，広報とねへの記事の掲載，また，納税通知書にお知らせを同封するなど，周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（大越勇一君）　質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議案第32号　利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

本案を承認することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第32号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君）　日程第２，議案第33号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は１名です。

６番峯山典明君。

○６番（峯山典明君）　議案第33号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について質疑させていただきます。

今回の改正によって，改修実演芸術公演施設から改修特別特定建築物へと変わることで，利根町内で実際に対象となる施設は何件あるのか。税収への影響額はどの程度見込んでいるのか伺います。

○議長（大越勇一君）　峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

税務課長鈴木　壮君。

○税務課長（鈴木　壮君）　お答えいたします。

今回の改正につきましては，地方税法等の改正により，これまで劇場や音楽堂等の実演芸術公演施設に適用されていました減税制度について，バリアフリー法で定められた特別特定建築物に拡充されました。

これは，不特定多数の方々が利用する建築物，特に高齢者や障害のある方も多く利用する建築物で，床面積が2,000平方メートル以上の建物が対象となります。一例を申し上げますと，学校や官公庁，デパート，ホテル，老人ホームなどの施設が対象となります。

都市計画税では，市街化区域内の施設が対象となりますので，まず，町内全域の固定資産税の対象施設の件数について申し上げます。

町内における改正前の実演芸術公演施設につきましては，対象施設はございませんでしたが，改正後の特別特定建築物につきましては，現時点で９件の対象施設が確認できました。内訳は，スーパーマーケットが２件，学校が２件，不特定多数の者が利用する官公庁が３件，図書館が１件，老人ホーム関係が１件でございます。

御質問にあります市街化区域内の対象施設は，先ほど申し上げましたスーパーマーケットのうち，１件のみでございますので，税収に大きな変動は生じないものと考えております。

また，スーパーマーケット以外の施設は，地方税法第348条の規定に基づきまして非課税となっていますので，税収への影響はございません。

以上です。

○議長（大越勇一君）　質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議案第33号　利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

本案を承認することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを

押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第33号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君）　日程第３，議案第34号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は１名です。

６番峯山典明議員。

○６番（峯山典明君）　議案第34号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について質疑させていただきます。幾つか質疑させていただきます。

まず一つ目が，利根町の国民健康保険加入世帯において，年間の徴収見込額は総額幾らとなるのか。

二つ目に，１世帯当たり平均では年間幾ら程度の負担増になるのか。

三つ目に，今回の制度による負担増について，高齢者世帯や年金受給世帯への影響をどのように認識されているか。

四つ目に，今回徴収する子ども・子育て支援納付金は，国民健康保険事業に充てられるものでなく，国へ納付されるという理解でよいのか。

五つ目に，国民健康保険税の通知書を受け取った方から，なぜ医療保険料で子育て支援の負担を徴収するのかという問合せがあった場合，町としてどのように説明されるのか。

最後，六つ目に，町としては徴収事務を行う立場であると思いますが，国民健康保険事業の財源ではない負担を国民健康保険税の仕組みを通じて徴収することについて，住民から疑問の声が上がることは想定されているかどうか。

以上伺います。

○議長（大越勇一君）　峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

保険年金課長古山栄一君。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君）　それでは，峯山議員の御質問にお答えいたします。

まず，１番目の利根町国民健康保険の加入世帯においての年間の徴収見込額は総額で幾らになるかとの御質問でございますが，令和８年度当初予算におけます現年度課税分の徴収としまして３億3,150万2,000円を見込みまして，そのうち，このたび新設いたしました子ども・子育て支援金につきましては1,004万2,000円を見込んでおります。この算定に当たりましては，被保険者数を4,300人と見込みまして，これまでの収納実績や加入者の所得動向などを勘案して算出したものでございます。

続きまして，２番目の１世帯当たり平均で年間幾ら程度の負担増になるかとの御質問でございますが，子ども・子育て支援金につきましては，当初，予算算定における見込みとしましては，世帯ではなく，すみませんが，１人当たりとなりますが，平均で約2,690円を見込んでおります。なお，国保税の賦課算定につきましては，世帯の加入者数や所得に応じて異なりますので，所得によっては２割から７割の軽減制度適用となっております。また，こども家庭庁において，健康保険制度別の加入者の所得水準などを勘案した試算が示されております。その中で，国民健康保険における負担増につきましては，令和８年度の１世帯当たりの見込額として4,200円と試算をされております。

続きまして，３番目でございます。今回の制度による負担増について，高齢者世帯や年金受給者世帯への影響をどのように認識しているかとの御質問でございますが，高齢者世帯や年金受給者の方は，子ども・子育て支援金が充てられる児童手当などの直接な給付は受けることがありませんが，一方で，医療や介護などの社会保障をより多く利用される立場であります。その社会保障の次代の担い手となるのが子供たちでございますので，子ども・子育て支援制度は，子供の育ちを支える支援金制度としまして，子供たちが健やかに成長していくため，子供と子育て世帯を社会全体で応援する，ひいては，全ての世代にとってメリットがある制度として認識をしております。

続きまして，４番目の今回徴収する子ども・子育て支援金は，国民健康保険事業に充てるものでなく，国へ納付されるという理解でよいかとの御質問でございますが，峯山議員お見込みのとおり，各健康保険制度により集められた支援金は，児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの子供や子育て世帯への支援拡充に充てられます。支援金の使途につきましては，子ども・子育て支援法によって定められており，これらの目的外では使用されることはない仕組みとなっております。

続きまして，５番目でございます。被保険者からの医療保険料からの子ども・子育て支援金の徴収の問合せに対して，町としてどのように説明するのかの質問と併せまして，６番目，国民健康保険事業の財源でない負担を国民健康保険税の仕組みを通じて徴収することについて，住民から疑問の声が上がることは想定しているのかという御質問でございますが，峯山議員御指摘のとおり，本来の医療給付等を目的とする健康保険料の枠組を用いて，国の少子化対策拡充の財源を徴収することに対して，被保険者の皆様から疑問や懸念の声が上がることが想定されるところでございます。しかし，国の制度概要によりますと，子ども・子育て支援金制度は，社会全体で子育て世帯を支えるという新しい分かち合い，連帯の仕組みでございます。同じく，分かち合い，連帯の仕組みである国民皆保険制度に全世帯が加入しておりカバー範囲が最も広いこと，既に出産育児一時金など，出産に関連する給付が行われることや，既に40歳から65歳未満の方の介護保険料を医療保険料として徴収していることから，本支援金につきましても，医療保険の徴収ルートを使用することになりました。しかしながら，国民健康保険は，ほかの医療保険制度に比べ，所得に対し

て税負担感が大きいという構造的な課題を抱えている中で，新たな負担が生じることについて，住民の皆様に十分な理解をいただくことは容易でないとは認識しております。

町としましても，国保税の納税通知書の送付や町ホームページなどで周知に努めてまいります。あわせて，負担増への懸念に対しても，低所得者層への軽減措置などを確実に適用しまして，影響の緩和に努めるとともに，窓口などにおいて，町民の皆様からのお問合せや不満の声に丁寧に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

まず，本案に反対する議員の発言を許します。

６番峯山典明君。

〔６番峯山典明君登壇〕

○６番（峯山典明君）　６番峯山典明でございます。

議案第34号に対して反対の立場から述べさせていただきます。

まず申し上げたいのは，子育て支援の充実そのものに反対するのではございません。児童手当の拡充，育児休業支援，保育サービスの充実など，安心して子供を産み育てることができる社会の実現は重要であり，少子化対策の必要性については十分理解しております。

しかしながら，今回の改正は，その財源を国民健康保険税に上乗せして徴収する子ども・子育て支援納付金を新設するものであり，その制度設計には大きな疑問を感じます。国民健康保険は，本来，病気やけがに備えるための医療保険制度です。一方で，子ども・子育て支援金は，少子化対策のための財源です。子育て支援は重要であっても，その財源を医療保険制度を通じて徴収することが適切なのかについては，国会においても大きな議論となりました。特に利根町は高齢化率が高く，国民健康保険加入者には，年金生活者や高齢者世帯が多い自治体です。そのため，今回の制度は，利根町において特に負担感が大きくなることが懸念されます。

また，こども家庭庁発足後も，出生率の低下傾向が続いており，少子化対策の効果について十分な検証を行ったとは言えません。新たな国民負担を求めるのであれば，まず，こども家庭庁が既存施策の成果と課題を国民に丁寧に説明し，理解を得ることが必要ではないでしょうか。

もちろん，今回の条例改正は，国の法改正に伴うものであり，町の執行部に責任があるものではありません。しかし，地方議会で条例議案が上程され，地方議員が賛否をはっきりと示さなければいけない以上，少数意見であったとしても，町民の声を代弁する必要，私たち地方議員にはその役割があります。

子育て支援の必要性は認めつつも，その財源を国民健康保険税に上乗せして徴収する今

回の国の制度設計には賛同することはできません。

よって，議案第34号には反対させていただきます。

以上です。

○議長（大越勇一君）　次に，本案に賛成する議員の発言を許します。

次に，本案に反対する議員の発言を許します。

討論を終わります。

これから，議案第34号　利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

本案を承認することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成多数です。よって，議案第34号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君）　日程第４，議案第35号　令和７年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は３名です。

通告順に質疑を行います。

１番篠塚　敦君。

○１番（篠塚　敦君）　それでは，令和７年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について質疑させていただきます。

19ページ，学校管理費，小学校ＩＣＴ環境整備事業984万8,000円，続いて，20ページ，中学校学校管理費，中学校ＩＣＴ環境整備事業729万円，同じく20ページ，学校建設費，利根中学校格技場長寿命化改良工事4,979万7,000円，なぜ大きな契約差金が出たのか詳細をお聞きいたします。

○議長（大越勇一君）　篠塚　敦君の質疑に対する答弁を求めます。

学校教育課長清水敬子君。

○学校教育課長（清水敬子君）　それでは，篠塚議員の御質疑にお答えいたします。

小中学校ＩＣＴ環境整備事業，両方併せて答弁させていただきたいと思います。

児童生徒が利用するタブレットパソコンの調達につきましては，令和７年第３回議会定例会におきまして御承認をいただき，県の共同調達によって選定されたリコージャパン株式会社と契約を締結してございます。

予算額と契約額の差でございますが，予算要求時，令和６年11月における積算金額につ

きましては，当時の市場価格や複数の事業者からの参考見積りを踏まえ，実勢に応じた単価を基礎として算出したものでございます。県の共同調達による選定事業者の決定は，令和７年３月26日でございまして，要求時点において，具体的な選定業者及び機種が決定されていなかったことから，事業の確実な執行のため，複数の業者から見積りを踏まえ算出，積算となったものでございます。

一方で，共同調達選定事業者が提案した見積り金額につきましては，県全体における共同調達によって規模の経済が動き，事業者側において製造，設定，物流コストの大幅な圧縮が可能となったことや調達規模が極めて大きくなったことで，参入事業者間の競争の原理が働き，結果として，当初想定していた金額を下回る価格で契約に至ったものでございます。

当初，１台当たりの金額が８万2,885円，契約時の金額が５万9,181円，２万3,704円の差が生じております。当初見込んだ台数と契約時の台数は変わりません。小学校で413台，中学校で310台，契約時の金額でございますが，５万9,181円掛ける413台，小学校分で2,438万3,357円，中学校のほうで５万9,181円掛ける310台で1,840万4,903円の契約金額となってございます。

格技場の工事の御説明をさせていただきたいと思います。

本工事の当初予算額２億2,891万円につきましては，設計業務委託の完了前に予算編成を行う必要があることから，概算で計上しております。また，近年の建築資材価格や労務単価の上昇を踏まえ，事業の執行に支障が生じないよう，物価変動のリスクを考慮した見込みの金額で予算を計上したところでございます。

その後，設計業務委託の完了により，工事内容や数量が確定したことから，茨城県が公表する最新の労務単価や資材単価を適用するとともに，国の積算基準に基づき，工事費を精査いたしました。その結果，当初予算額との間に4,730万円の差が生じたものであります。

なお，予定価格１億8,161万円と契約額１億7,776万円の差，385万円につきましては，競争入札の結果によるものであり，施工業者の企業努力や施工方法の工夫が反映された結果であると認識しております。

事業費の内容，内訳につきまして説明させていただきたいと思います。

格技場長寿命化改良工事監理業務委託が652万3,000円，工事請負費といたしまして，利根中学校格技場長寿命化改良工事，工事費ですね，１億7,776万円，同工事の附帯工事が135万3,000円でございます。補正前の額が２億3,551万円に対しまして，差引き4,987万4,000円の減額で，補正後の金額が１億8,563万6,000円となってございます。

以上です。

○議長（大越勇一君）　篠塚　敦君の質疑が終わりました。

次に，10番船川京子君。

○１０番（船川京子君）　それでは，質疑を行わせていただきます。

初めに，14ページ，款21町債，目１過疎対策事業債，歳入のほうですけれども，学校施設整備事業5,120万円の減，これ，関連いたしまして，ページが飛ぶんですけれども，20ページの款９教育費，目１学校管理費，目４学校建設費4,987万4,000円の減，これについて，この内容についてお伺いしたいと思います。

財政課長の説明では，利根中学校格技場長寿命化改良工事のそれぞれの事業費確定によるものという，そのような御説明がありました。両者の内容について，詳しくお伺いしたいと思います。

続きまして，17ページ，款３民生費，目２児童措置費，施設型給付費支給事業281万3,000円。説明では，利用者が見込みを上回ったことによりとの説明がありましたが，事情をお伺いしたいと思います。

続きまして，18ページ，款５農林水産業費，目５農地費160万1,000円，こちらに関しましては，解体工事等の現契約額に対し基金充当額を確定させたもの，なお，変更契約に備えて，歳出は補正せず，契約差金を基金から一般財源に組替えを行っているとの説明をいただきましたが，いま一歩，詳細な説明をお願いしたいと思います。

続きまして，質疑が重なる部分がありますが，20ページの款９教育費，目１学校管理費，小学校ＩＣＴ環境整備事業984万8,000円の減と，中学校ＩＣＴ環境整備事業729万円の減。内容によりましては，今，学校教育課長のほうからの答弁で理解をさせていただきましたが，大きな数字の変更になると思いますので，全体的な予算配分に少なからず影響が発生する内容だと考えます。交渉団体，積算していく団体に，これらの見通しをつけるのは，町で，町単独でやるのは難しいなということは，今の説明で理解させていただいたところなのですが，この辺の見通しをつけるのは，今の学校教育課長の御説明だと，利根町だけではなくて，県全体として，それぞれの自治体が難しい現状もあるのかなとの印象を持ちました。その辺について，見通しの難しさをもう一度御説明していただきたいと思います。

○議長（大越勇一君）　船川京子君の質疑に対する答弁を求めます。

財政課長亀谷英一君。

○財政課長（亀谷英一君）　それでは，お答えいたします。

過疎対策事業債の学校施設整備事業5,120万円の減額につきましては，利根中学校格技場長寿命化改良工事及び工事に伴う監理業務委託の事業費の確定によるものでございまして，詳細を申しますと，20ページをお願いいたします。款９教育費，項３中学校費，目４学校建設費の財源内訳で，一般財源132万6,000円の増額，こちらについては，利根中学校格技場長寿命化改良工事のほかに附帯工事が必要になったものでございまして，こちらで財源の組替えを行っております。こちらの132万6,000円と中学校建設事業4,987万4,000円を加えたものが，今回の過疎対策事業債の学校施設整備事業5,120万円の減額でございます。

款５の農林水産業費，項１農業費，目２農地費の財源組替えにつきましては，当初，農林業近代化施設解体工事等の現契約額確定に伴い，利根町公共公益施設維持整備基金より充当を予定していた金額から，契約差金分を基金から一般財源に組み替えるものでございます。この農林業近代化施設解体事業の内訳でございますが，解体工事と解体工事の監理業務委託，また，残置物処理業務委託でございまして，まず解体工事でございますが，アスベスト除去につきましては地方債を利用するため，現契約額2,948万円のうち590万円を地方債で，残りの2,358万円は基金を充当します。また，解体工事監理業務委託400万4,000円と残置物処理業務委託81万5,000円についても，それぞれ基金を充当いたします。基金を充当する額の合計が2,839万9,000円となりまして，当初3,000万円を基金より充当する予定でおりましたので，その差額160万1,000円を基金に繰り戻すものでございます。

なお，歳出は，変更契約に備え補正しないため，160万1,000円を一般財源に組み替えているものでございます。

○議長（大越勇一君）　子育て支援課長服部　豊君。

○子育て支援課長（服部　豊君）　款３民生費，目２児童措置費，施設型給付費支援事業281万3,000円の補正でございますが，請求に係る入所児童数として，３月補正計上後，延べ43名分増加しており，１号認定が37名分，２号認定が３人分，３号認定が３人分で，町外に通う園児が増えたことや，年度末の３月の請求額の精算時に，令和７年４月から遡って利用児童人数を修正した園が２園，また，３月のみ加算がつく項目において，当初より加算基準が高くなっていたことなどの要因により，支出額が増額したものでございます。

○議長（大越勇一君）　学校教育課長清水敬子君。

○学校教育課長（清水敬子君）　見通しがつくのは難しかったのかどうかということですけれども，先ほども答弁しましたとおり，茨城県の教育ＩＣＴ推進協議会のほうからの報告が令和７年３月26日に仕様の内示がありましたので，それに基づきまして，予算の計上だったり，見積りの見直しだったりをしましたので，時間的には，今行ってきました予算取りが，ぎりぎりの線かなと考えております。

○議長（大越勇一君）　次に，６番峯山典明君。

○６番（峯山典明君）　では，議案第35号　令和７年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について質疑させていただきます。

まず最初に，款２総務費，項１総務管理費，目８交通安全防犯対策費，こちらの地区灯電気料金補助金21万7,000円減額の詳細について伺います。

続きまして，款９教育費，そして，項２の小学校費と項３中学校費，こちらは，先ほど２名の議員から質疑がございましたけれども，確認させていただきます。県の一括調達の事業で，規模が大きくなって入札の競争原理が働いたということでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（大越勇一君）　峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君）　それでは，峯山議員の御質疑にお答えいたします。

議案書15ページ，防犯対策事業の地区灯電気料金補助金21万7,000円の減額でございますが，当初予算で150万円を計上しておりましたが，36地区中17地区から申請がございまして，補助金額が128万3,000円で確定しまして，21万7,000円が不用額となったことから，減額補正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　学校教育課長清水敬子君。

○学校教育課長（清水敬子君）　県の共同調達事業で，県全体で約４万3,000台のタブレットの申込みがございました。市町村では，34市町村で共同調達事業に参加しております。

○議長（大越勇一君）　質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議案第35号　令和７年度利根町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

本案を承認することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって，議案第35号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君）　日程第５，議案第36号　令和７年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分についてを議題とします。

質疑通告議員は２名です。

通告順に質疑を行います。

10番船川京子君。

○１０番（船川京子君）　それでは，議案第36号について質疑をさせていただきます。

款３県支出金，目１保険給付費等交付金，保険者努力支援分285万5,000円について質疑をさせていただきます。

まず最初に，補正前の努力支援分の予算をお伺いします。

次に，努力支援の主な内容についてお伺いいたします。

次に，町民の皆様の御理解と御協力により，健康寿命の延命と町の予算に反映させる望

ましい実績と考えておりますが，広報啓発の重要性を感じています。現行と今後の対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（大越勇一君）　船川京子君の質疑に対する答弁を求めます。

保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君）　それでは，船川議員の御質疑にお答えいたします。

予算書５ページの款３県支出金，項１県負担金・補助金，目１保険給付費等交付金の節２の保険給付費等交付金，保険者努力支援分の285万5,000円の増額でございますが，こちらは，令和７年度の特別調整交付金の増額決定によるものでございます。

まず，保険努力者支援制度は，保険者における医療費適正化に向けた取組などに対する支援を行うための交付金として創設されております。国から示される評価指標を基に各指標の達成状況に応じまして，交付額が決定をいたします。

交付内訳としましては，特定健診の受診率や重複投与者への対策などの医療費適正化，収納率向上対策，健全な国保事業運営の取組状況に対する取組評価分と重症化予防や健康づくりの取組や事業経費に対する事業費連動部分がございます。

令和７年度の当初予算額につきましては，過去の実績額を考慮しまして1,280万円を計上しておりましたが，交付決定額は1,771万6,000円となりました。令和６年度の決算額と比べますと205万8,000円の増額となります。増額の理由としましては，指標が多岐にわたり，各指標の実績評価年度や配点も異なりますので一概には言えませんが，挙げられる要因としましては，特定健康診査受診率並びに特定保健指導実施率の向上がございました。こちらは，令和４年度の実績が評価されたものになりまして，令和３年度のコロナ禍による受診者数の減からの回復の影響によるものと思われます。あわせて，令和７年度の新たな指標としまして，令和６年度におけるマイナ保険証の利用に関する周知広報に係る取組などが加わりましたので，交付額増額の一因と考えられております。

続いて，周知のほうでございますが，保険者努力支援制度は，保険者の各取組が強化されることによりまして，被保険者の健康の保持，増進，医療費の適正化が図られております。ひいては，医療費の削減と交付金による財源により，国保財政の安定化が図られ，将来の保険料負担の増加を抑制することが期待できております。

交付金の算定の指標の一つであります特定健診の受診率向上の取組としては，コロナ禍以降，集団健診は完全予約制となっておりまして，予約時の利便性を高めるため，電話での予約と併せまして，24時間受付対応のウェブ予約を導入しております。また，より多くの方が受診できるよう，集団健診以外の受診機会としまして，県内医療機関での個別受診，人間ドック，脳ドックにおける健診も可能となっております。

周知方法につきましては，対象者全員へ受診者券の発送での御案内のほか，町公式ホームページや広報とねへの掲載を実施しております。

また，未受診者の解消向上対策としまして，国保連合会のデータなどを活用しまして，分析による受診勧奨も行っております。

船川議員おっしゃるとおり，受診率向上には被保険者の皆様の御理解と御協力が重要でございますので，生活習慣病の早期発見，重症化予防のため，ぜひ特定健診を御利用いただきたいと考えております。

あわせまして，マイナ保険証の利用促進やジェネリック医薬品の周知，啓発など，引き続き，積極的に加入者の健康づくりや医療費の適正化の取組などを実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　次に，６番峯山典明君。

○６番（峯山典明君）　それでは，議案第36号　令和７年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分について質疑させていただきます。

一つ前の議員さんから質疑がございましたけれども，ちょっと違った角度から質疑させていただきます。

保険者努力支援分について，今回増額になった要因，こちらが，どの評価項目で，どのぐらい点数を獲得したのかということを伺いたいです。スコアを見ても，すごく細かくて，どれが利根町の分なのか，それらがよく把握できないものですから，スコアの内容等もし分かるのであれば，こちらをお願いいたします。

○議長（大越勇一君）　峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

保険年金課長兼国保診療所事務長古山栄一君。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（古山栄一君）　それでは，峯山議員の御質疑にお答えいたします。

保険者努力支援の285万5,000円の増額となった要因ということで，どの評価項目で点数を獲得したかということでございますが，船川議員の質疑への答弁と一部重複することがございますが，増額の理由としまして，交付金算定の指標が多岐にわたり，各指標の実績評価年度では配点も異なります。一概には言えませんが，挙げられる要因としまして，令和４年度の実績評価となる特定健康診査受診率並びに特定保健指導実施率の向上がございました。

努力者支援制度につきましては，受診率などによる評価のほか，生活習慣病など，国が推奨する保健事業への実施経費に対する交付もございます。受診者が増加すれば，事業に係る経費も増加しますので，この点も交付額の増額の一因として考えられます。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議案第36号　令和７年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の専決処分についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

本案を承認することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第36号は承認することに決定しました。

○議長（大越勇一君）　日程第６，議案第37号　利根町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議案第37号　利根町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君）　日程第７，議案第39号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

質疑通告議員は２名です。

通告順に質疑を行います。

１番篠塚　敦君。

○１番（篠塚　敦君）　それでは，令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）の質疑をさせていただきます。

12ページ，項１消防費，目５防災費，災害対策費803万8,000円，備品購入の数の内訳をお聞きいたします。

○議長（大越勇一君）　篠塚　敦君の質疑に対する答弁を求めます。

防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君）　それでは，篠塚議員の御質疑にお答えいたします。

議案書12ページ，災害対策費の需用費及び備品購入費でございますが，国の地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の交付金を申請したところ，採択されましたので，本交付金を活用し，避難所環境の改善に必要な備蓄品を整備するものでございます。

御質疑の購入する物品と数の内訳でございますが，まず，需用費の消耗品費といたしましては，今回の補正予算で52万3,000円を計上しており，当初予算と合わせまして，予算額が合計93万5,000円となりますが，こちらの予算で段ボールベッドを100台購入いたします。

次に，備品購入費の751万5,000円でございますが，まず，パーティション117万5,000円でございますが，65張り購入いたしますが，当初予算で35張りを計上しておりますので，今年度は合わせて100張りを購入いたします。また，防災倉庫につきましては２基，簡易ベッドは100台，簡易トイレ用テントは17張り購入する予定でおります。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　１番篠塚　敦君。

○１番（篠塚　敦君）　ありがとうございます。今役場に備蓄してある備品の数もお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（大越勇一君）　防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君）　それでは，お答えさせていただきます。

購入後の総備蓄数ということでございますが，まず，消耗品の段ボールベッドは，現在10台備蓄しており，今年度100台を購入いたしますので，合計110台の備蓄となります。

次に，備品購入費につきましては，まずパーティションでございますが，現在395張りを備蓄しており，今回100張りを購入いたしますので，合計495張りとなります。

２点目の防災倉庫でございますが，現在２基設置しておりまして，今回２基購入いたしますので，合計４基となります。

３点目の簡易ベッドでございますが，今回新規で購入いたしますので，備蓄数は100台でございます。

最後に，簡易トイレ用テントでございますが，現在19張りを備蓄しており，今回17張りを購入いたしますので，合計36張りの備蓄となります。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　次に，６番峯山典明君。

○６番（峯山典明君）　議案第39号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）について質疑させていきます。

今回，３点伺います。

まず一つ目に，款２総務費，項１総務管理費，目７地域振興費，茨城県地方就職学生支援事業費補助金28万2,000円，こちらが何名分か伺います。

続きまして，款８消防費，項１消防費，目５防災費，備品購入費の751万5,000円，こちらはスフィア基準との差ですね，スフィア基準と比較してどのぐらいかを伺います。

続きまして，最後，款９教育費，項１教育総務費，目２事務局費，モバイル端末３万6,000円，こちら，当初の説明を伺いますと当然必要かなと思うんですけれども，何かこれまで問題があったかどうか伺います。

以上です。

○議長（大越勇一君）　峯山典明君の質疑に対する答弁を求めます。

政策企画課長布袋哲朗君。

○政策企画課長（布袋哲朗君）　それでは，お答えをいたします。

茨城県地方就職学生支援事業費補助金でございますが，こちらにつきましては，東京都内に本部がある大学を卒業した方が，その後，当町に移住して県内の企業等に就職される方に対する補助金でございます。

こちら，交通費を１人当たりの上限4,260円，また，移住に係る費用ということで，１人当たり上限６万6,000円，それの４名分を計上しております。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　防災危機管理課長齊藤秀樹君。

○防災危機管理課長（齊藤秀樹君）　それでは，お答えいたします。

議案書12ページ，災害対策費の備品購入費751万5,000円のスフィア基準との差との御質疑でございますが，国が示すスフィア基準を踏まえた避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインに基づきまして，町では，平成30年に茨城県が公表しました茨城県地震被害想定調査報告書においての茨城県沖から房総半島にかけての地震に示された最大想定避難者数に対応できるよう，災害備蓄品の目標数量を定めております。

なお，パーティション及びベッドの目標数量につきましては，発災当日に避難所へ避難すると想定される600人を基準としております。

まず，パーティションにつきましては，避難所１人当たり3.5平方メートルの居住スペースを確保する考え方を踏まえ，目標数量を600張りとしております。購入後の総数は460張りとなりますが，140張り不足する状況でございます。

次に，ベッドでございますが，パーティションと同様に，目標数を600台としておりまして，今回購入いたします簡易ベッド100台及び消耗品であります段ボールベッド110台，既に備蓄しておりますエアベッド105台を合わせますと，購入後の総数は315台となりますが，285台不足する状況でございます。

一方，簡易トイレ用テントにつきましては，発災当初における避難者数50人当たり１基を確保する考え方を踏まえまして，目標数を31張りとしております。購入後の総数でござ

いますが，36張りとなりますので，目標数を達成することになります。

以上でございます。

○議長（大越勇一君）　学校教育課長清水敬子君。

○学校教育課長（清水敬子君）　それでは，峯山議員のモバイル端末３万6,000円について，これまでどのような問題があったかの御質疑にお答えいたします。

今回計上させていただきましたモバイル端末，具体的には，連絡用のスマートフォンでございます。こちらを整備する理由といたしまして，緊急時に，児童生徒，保護者等と教育委員会が即座に連絡を取ることを可能とするため，所要の経費を計上させていただいたところでございます。

今年度に入りまして，保護者より深夜に問合せがあった際，連絡がつかなかったという事案がございました。現在，学校や役場の閉庁時間帯における保護者からの緊急連絡先といたしまして，役場の代表電話68－2211となっており，即座に応答ができないという課題がございます。保護者などからの連絡先を明確にすることで，必要に応じ，迅速な対応と物理的な連絡体制を確保する観点から，今回整備するものでございます。

○議長（大越勇一君）　質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議案第39号　令和８年度利根町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第39号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１５分開議

○議長（大越勇一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（大越勇一君）　日程第８，議案第40号　令和８年度利根町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議案第40号　令和８年度利根町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君）　日程第９，議案第41号　利根町監査委員の選任についてを議題とします。

質疑通告はありませんので，討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議案第41号　利根町監査委員の選任についてを採決します。

採決は，採決システムにより行います。

本案に同意することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第41号は同意することに決定しました。

○議長（大越勇一君）　日程第10，請願第１号　ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長新井邦弘君。

〔厚生文教委員長新井邦弘君登壇〕

○厚生文教委員長（新井邦弘君）　それでは，報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました請願第１号　ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願について，審査の経過と結果を御報告いたします。

本請願は，ひきこもり状態にある方々及びその家族に対する支援を充実させるため，国

において，ひきこもり基本法を制定し，総合的かつ継続的な支援体制を構築するよう求める意見書の採択を求めるものであります。

委員会では，請願の趣旨，ひきこもり支援の現状，自治体及び国の役割などについて慎重に審査を行いました。

審査の結果，ひきこもりは，本人だけではなく，家族にも大きな影響を及ぼす社会的課題であり，地域社会全体で支えていくための制度整備が重要であること，また，国による基本法の制定により，支援施策の充実及び自治体間の支援格差の解消が期待されることから，本請願の趣旨は妥当であるとの結論に至りました。

よって，請願第１号については，全会一致をもって採択すべきものと決定をいたしました。

以上，厚生文教委員会の審査結果を御報告いたします。

○議長（大越勇一君）　報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を終わります。

討論を行います。

討論を終わります。

これから，請願第１号　ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

この請願に対する委員長の報告は，採択です。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，請願第１号は採択されました。

○議長（大越勇一君）　日程第11，議員提出議案第２号　ひきこもり基本法の制定を求める意見書提出の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。

10番船川京子君。

〔10番船川京子君登壇〕

○１０番（船川京子君）　それでは，議員提出議案第２号について説明をさせていただきます。

まず，提出者，利根町議会議員船川京子。

賛成者，同新井邦弘議員，佐藤眞一議員，峯山典明議員，山﨑敬子議員，篠塚　敦議員です。

ひきこもり基本法の制定を求める意見書提出の件。

上記の議案を別紙のとおり，利根町議会会議規則第14第１項及び第２項の規定により提出いたします。

提案理由といたしまして，内閣府の調査によると，ひきこもり状態にある人は約146万人に及ぶと推計されており，特に中高年で長期化が進む中，現行制度では支援が十分でないため，必要な施策や支援体制等を明文化し，全国で均等に支援が受けられるよう，ひきこもり基本法の制定を求める意見書を提出したいので提案いたします。

それでは，ひきこもり基本法の制定を求める意見書についてです。

内閣府が2023年３月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると，ひきこもり状態にある人は，15歳から64歳までの年齢層の約２％，146万人に及ぶと推計されており，幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また，ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると，ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の４割を占めているほか，ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど，ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり，80代の親が50代の子を支える，いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については，2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが，対象が40歳未満という若者世代に限られており，また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから，それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また国においては，ひきこもり支援の核として，2022年度から，相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの，実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ，ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに，必要な施策や支援体制等を明文化し，ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して，ひきこもり基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

記

１，ひきこもり状態にある当事者，それを抱える家族に対して，当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。

２，「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し，ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。

３，当面，厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が取り組めるようにする

こと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和８年６月10日，茨城県北相馬郡利根町議会。

提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，内閣官房長官，厚生労働大臣，財務大臣。

説明は以上となります。

○議長（大越勇一君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終わります。

これから，議員提出議案第２号　ひきこもり基本法の制定を求める意見書提出の件を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

原案を可決することについて，賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議員提出議案第２号は原案のとおり可決されました。

○議長（大越勇一君）　日程第12，議員提出議案第３号　事務検査に関する決議を議題とします

提出者の説明を求めます。

８番井原正光君。

〔８番井原正光君登壇〕

○８番（井原正光君）　それでは，議員提出議案第３号について申し上げます。

提出者，利根町議会議員井原正光外全議員であります。

事務調査に関する決議。

上記議案を，別紙のとおり会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出いたします。

まず，事務検査に関する決議であります。

地方自治法第98条第１項の規定により，次のとおり事務の検査を行うものとする。

まず，一つといたしまして，検査事項，ハラスメントに関する事項。

次に，二つ目といたしまして，検査方法ですが，まず，関係書類及び報告書の提出を求める。

二つといたしまして，検査は地方自治法第109条及び委員会条例第５条の規定により委員９人で構成するハラスメント事案調査特別委員会を設置し，これに付託して行う。

次に，３番目ですが，検査権限です。

本議会は，ハラスメントに関する事項の検査を行うため，地方自治法第98条第１項の権限をハラスメント事案調査特別委員会に委任する。

次に，検査期限ですが，ハラスメント事案調査特別委員会は，調査事項，さきに申し上げましたハラスメントに関する事項に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

理由でございます。

先般，町職員から議長あてにハラスメントに関する調査要望書が提出されました。

職場の様々なハラスメントは，働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん，個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為である。

議会として調査要望書が提出されたことを重く受け止め，その実態を調査するため提案をする。

○議長（大越勇一君）　説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑を終わります。

討論を行います。

討論を終わります。

これから，議員提出議案第３号　事務検査に関する決議を採決します。

採決は，採決システムにより行います。

本案を可決することについて賛成の方は賛成のボタンを，反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは，投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（大越勇一君）　投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議員提出議案第３号は原案のとおり可決されました。

ここで，ただいま設置されましたハラスメント事案調査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので，全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前１１時３２分休憩

午前１１時３７分開議

○議長（大越勇一君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

正副委員長の互選結果を報告いたします。

ハラスメント事案調査特別委員会委員長新井邦弘君，副委員長船川京子君です。

ここで委員長の挨拶をお願いいたします。

ハラスメント事案調査特別委員会委員長新井邦弘君。

〔ハラスメント事案調査特別委員長新井邦弘君登壇〕

○ハラスメント事案調査特別委員長（新井邦弘君）　ただいま委員の皆様の御推挙により，ハラスメントに関する事務調査特別委員会の委員長を務めることになりました。

本委員会は，ハラスメントに関する事業について，公平，公正かつ客観的な立場から事実関係を確認し，必要な調査を行うという重要な役割を担っております。

調査に当たりましては，先入観や臆測にとらわれることなく，関係者の人権やプライバシーに十分配慮しながら，議会としての責任を果たしてまいりたいと考えております。

委員各位におかれましては，それぞれのお立場から建設的な御意見をいただき，円滑な委員会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大越勇一君）　挨拶が終わりました。

○議長（大越勇一君）　日程第13，常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち，会議規則第75条の規定により，タブレットに掲載した所管・所掌事務の調査事項について，閉会中の継続調査の申出がありました。

この申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君）　異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君）　最後に，町長から発言を求められておりますので，これを許します。

町長山﨑誠一郎君。

〔町長山﨑誠一郎君登壇〕

○町長（山﨑誠一郎君）　令和８年第２回定例会の閉会に当たりまして，御挨拶を申し上げます。

６月２日から本日まで９日間にわたり行われました本定例会も，ここに全日程を終了し閉会を迎えることになりました。議員の皆様方には，慎重なる御審議をいただきました結果，御提案をしました案件全て原案のとおり可決及び御承認をいただきましたこと，厚く御礼を申し上げます。

本定例会における一般質問，また，議案審議の過程で議員の皆様からいただきました御意見，御提案につきまして，真摯に受け止め，今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

本定例会の会期中，我が国に台風第６号が襲来し，所によっては記録的な大雨，強風をもたらしました。また，既に関東甲信は梅雨入りし，大雨による災害が発生しやすい時期となりました。町といたしましては，状況に応じて万全の体制を取り，災害への対応に備えておりますが，日頃から一人一人が防災意識を高めていくことも大切だと思っております。

本定例会冒頭でも申し上げましたとおり，町民の皆様におかれましては，災害への事前の備えをお願いいたします。

最後に，議員の皆様により一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして，閉会に当たりましての挨拶といたします。９日間，御苦労さまでございました。

○議長（大越勇一君）　発言が終わりました。

○議長（大越勇一君）　以上で本定例会の日程は全部終了しました。

これをもちまして，令和８年第２回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回，令和８年第３回定例会は９月１日火曜日の開会を予定しております。

お疲れさまでした。

午前１１時４２分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

利根町議会議長　　大　越　勇　一

利根町議会副議長　　船　川　京　子

署　名　議　員　　峯　山　典　明

署　名　議　員　　新　井　邦　弘